

平成30年 5月25日 生活環境委員会 議事録
10時50分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 田中 実穂

副委員長 北地 範久

委員 賀屋 幸治、和田 芳弘、藤井 馨、日域 究、細川 雅子

議長 児玉 朋也

○欠席委員 なし

○田中委員長 それでは定足数に達しておりますので、ただいまから生活環境委員会を開会いたします。

開会に当たり市長に御挨拶をいただきます。

市長。

○入山市長 生活環境委員会開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○田中委員長 議事に入る前に、皆さんにお知らせ、お願いしておきます。

本日は委員会終了後、生活環境委員協議会が予定されております。協議会の議事日程のうち、岩国大竹道路建設に伴う進捗状況及び今後の予定等については先日皆様に通知でお知らせしておりますように、本日は国土交通省中国地方整備局広島国道事務所から説明をいただくことになっております。その関係から生活環境委員協議会の開催を13時30分からと時間設定しておりますので、どうか本委員会の進行についてそのことを御了承いただき御協力をお願いいたします。

また、これは先般3月に行われました予算特別委員会の土地造成特別会計の審議の際に執行部のほうから国の平成30年度予算が成立した後に議会への説明の機会を設けさせていただきたい旨の話がございましたが、本委員協議会でその場を設定させていただくこととなったものでありますので、御承知おきください。

それでは、議事日程に従って進めさせていただきます。

日程第1、議案第41号、大竹市税条例の一部改正についてを議題といたします。

先ほど本会議で説明がなされましたが、何か追加説明ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 追加説明ないということでございます。

それでは質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**田中委員長** 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて日程第2、議案第45号、工事請負契約の締結について（大竹市中継施設等整備工事）についてを議題といたします。

先ほど本会議でも説明ございましたが、追加説明があるようでございますのでよろしくお願いたします。

香川市民生活部長。

○**香川市民生活部長** 先ほども御提案させていただいておりますけれども、議案第45号の工事請負契約の締結につきまして、工事の概略につきまして担当課長のほうからまず補足説明をさせていただきます。その後、建設部のほうからも補足説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○**田中委員長** 田中環境整備課長。

○**田中環境整備課長** 議案第45号、工事請負契約の締結について環境整備課のほうから整備工事の概要等につきまして補足説明をさせていただきます。資料につきましては右肩に議案第45号、説明資料1としております2枚もの、大竹市中継施設等整備工事の概要についてと、同じく説明資料2と付しております1枚もの、リサイクルセンター施設配置図、この2点となります。

初めに本工事につきましては、平成31年4月、来年4月からの可燃ごみの広域処理に伴い本市の可燃ごみを廿日市市内の焼却処理施設に搬送するに当たり、市内全域から回収した可燃ごみを一旦集積した上で大型パッカー車に積みかえるための中継施設として現RDF化施設の一部を改修して整理するものです。その際、現行のRDF事業につきましては事業開始時の契約に基づき、廿日市市との広域処理が始まる直前の来年3月末まで継続しなければなりません。したがって現RDF化施設の改修につきましては、広域処理が始まる来年4月以降の着工となり、着工から正規の中継施設の整備が完了するまでの1年間、リサイクルセンター内に仮設の可燃ごみ中継施設、これを設けその場所から廿日市市へ可燃ごみを搬送する必要があります。こうしたことを踏まえ、今回の中継施設等整備工事として業務発注したところです。

それでは、具体的な整備内容につきまして御説明させていただきます。資料1をごらんください。1の施設整備の方式についてですが、廃棄物処理施設は他の建築物と異なりプラントメーカー独自の構造、方式であったりあるいは受託者が特許やノウハウなどを発揮させる特有な施設となっています。このため廃棄物処理施設の整備に当たっては満たすべき性能や処理すべき要件を定め、受託者の持つ得意な技術や能力を発揮、活用した施工とするため、一般的には設計と施工を一括して発注する性能発注方式、いわゆる設計施工契約方式を採用しているところです。ついては今回の中継施設等整備工事においても性能発注方式を採用したものです。

次に2の施設整備の内容についてですが、施設整備は(1)のストックヤード等工事と(2)可燃ごみ中継施設工事の2つに分けて行います。

初めにストックヤード等工事についてですが、資料2をごらんください。現在のリサイクルセンターの施設配置図です。図面の真ん中の上部分、赤く塗り潰した箇所が現在の廃プラスチック、新聞、雑誌、段ボール、これらを貯留するストックヤードですが、この施設が非常に老朽化しており、あわせて冒頭申しましたとおりリサイクルセンター内に仮設の可燃ごみ中継施設を設置する必要があります。このため今年度中に現ストックヤードを解体撤去し、その跡地に仮設の可燃ごみ中継施設を備えた新たなストックヤードを施設規模を拡大して整備するものです。なお仮設の可燃ごみ中継施設につきましては、来年度1年間の限定した利用であり、翌平成32年4月からは正規の中継施設が稼働することに伴い、現在屋外に貯留している金属くずなどの有価資源物、これらを貯留する施設として有効に活用したいというふうに考えております。

資料1にお戻りください。次にストックヤード等工事の仕様等についてですが、構造につきましては鉄筋コンクリート造とし、新聞、雑誌などそれぞれ記載の資源物ごとに整備すべき貯留容量を定めています。また、附属施設としてストックヤードの前面に伸縮門型のパネルゲート、隣接してパッカー車等の洗車場及び男女兼用トイレ、これらを設置する予定です。土木建築工事としましては、今後10トン級の大型パッカー車が頻繁に場内を通行するため、ストックヤード及び洗車場周辺の構内道路を整備し、また設備工事としましては給水設備、排水処理設備、電気設備及びごみ投入用のシュート、こういったものを施工する予定としており、これらを満たすべき性能要件として発注仕様書の中に明記しているところです。

次に(2)の可燃ごみ中継施設工事についてですが、コスト削減の観点から現RDF化施設のうち、利用可能な設備等はできる限り有効に活用しながら、主に現施設の2階・3階部分を改修し、可燃ごみを圧縮して大型パッカー車へ積みかえる中継施設として整備を行う予定です。この中継施設における可燃ごみの受け入れから搬送までのフローにつきまして簡単に御説明しますと、ごみ収集車両等で回収した可燃ごみを既存、今あるごみ貯留ピットに一旦集積します。そして集積された可燃ごみを既存のごみクレーンで積み上げ、可燃ごみを一時的に貯留する受け入れポッパという受入施設になるんですが、この施設を経由して大型パッカー車への積みかえ場所まで搬送コンベアーという設備で移動させます。その後、ダストドラムというごみ貯留排出機、こちらに流し込みこのダストドラムの回転により可燃ごみを圧縮し直接大型パッカー車に自動的に積み込む方式であり、このシンプルな方式の採用により積みかえや搬送の効率化、また施設の改修に係る経費の削減が図られるものと考えております。

2ページ目をごらんください。可燃ごみ中継施設工事の仕様等についてですが、1日当たり25トンの処理能力を有する施設とし、土木建築工事として現RDF化施設へのプラント機械設備の搬入に必要な開口工事、中継施設の整備に不要となる既存機械設備の撤去工事などを行います。また設備工事として受け入れ・供給設備、積みかえ・搬出設備、集じん・脱臭設備、排水処理設備、電気設備、自動制御システムなどの計装設備、こういった

ものを一部の既設の設備を利用しながら施工する予定です。

最後に3の施設整備のスケジュールについてですが、議決をいただいた後、6月から実施設計に入り、建築確認申請後ストックヤード等工事につきましては9月下旬ごろから工事に着手し来年4月から広域処理の実施に合わせ完成したストックヤードの一部を仮設の可燃ごみ中継施設として稼働する予定です。また可燃ごみ中継施設工事につきましては、冒頭申しましたが、現在、RDF化施設を来年3月末まで稼働する必要があるため受託者のほうであらかじめ事前に中継施設内に設置予定のプラント機械設備、これの製作を進めながら来年4月から現RDF化施設内の不要な機械設備の撤去を行う予定です。そして7月中旬から建設工事に着手し、平成32年2月末には工事を完了し3月の試運転、完了検査を経て平成32年4月からは大竹市可燃ごみ中継施設として正式に稼働する予定です。

以上、議案第45号、工事請負契約の締結について環境整備課のほうからの補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○田中委員長 ありがとうございます。

坪浦建設部長。

○坪浦建設部長 引き続きまして、ただいま説明のあった工事につきまして、現在仮契約先である新明和工業株式会社の概要などにつきまして担当課、監理課のほうから説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○田中委員長 豊原監理課長。

○豊原監理課長 それでは平成30年5月18日付で大竹市中継施設等整備工事の仮契約を締結いたしました新明和工業株式会社の会社概要及び工事の実績について御説明申し上げます。資料につきましては右上に平成30年5月25日生活環境委員会資料建設部監理課、タイトルが新明和工業株式会社会社概要、これをごらんいただければというふうに思います。なお当該資料の上半分に掲載しております会社概要につきましては、新明和工業株式会社のホームページから抜粋しております。また下半分に掲載しております工事の実績につきましては、これは官公庁の物ですけれども、公共工事等実績検索システムにおいて確認したものでございます。

それではまず上半分の会社概要について御説明を申し上げます。本社の所在地は兵庫県宝塚市新明和町1-1、代表者の氏名は五十川龍之氏となっております。昭和24年11月5日の設立となって、資本金は平成29年3月末現在で159億8,196万7,991円となっております。主要事業、真ん中ぐらいに欄があると思うんですけれども、産機システム、流体、パーキングシステム、航空機、特装車などがありまして、本工事の中継施設等整備工事につきましては、一番上に産機システムという事業ございますけれども、この産機システムに該当いたします。それぞれいろんな事業を展開されておられますけれども、各事業の詳細につきましては主要事業欄をごらんいただければというふうに思います。

続きまして工事の実績について御説明いたします。資料の下半分に新明和工業株式会社がおおよそ10年間施工しました本工事の同種・同規模工事の実績を記載しております。御参照していただければと思います。このほかにも全国的にごみ中継施設を施工しており、十分な工事実績があるというふうに考えております。

以上、まことに簡単でございますけれども、新明和工業株式会社についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○田中委員長 ありがとうございます。それでは本件に対する質疑を求めます。質疑のある方。

賀屋委員。

○賀屋委員 おはようございます。先ほどの説明の中で、工程表の中にそれぞれ実施設計というのが明記されてましたけども、実施設計もうできているのではなくて今からすると、設計施工ということの中で今からするんでしょうけども、その実施設計をした段階で例えば請負金額の変更が生じるとかということがあり得るんですか。その点と、25トンですか1日、先ほどの資料にありました圧縮して大型車に積み込んで廿日市市へ搬送するという。そうすると25トンというと10トン車でいけば3台、3往復ですか。そういう考え方でいいのか、それとかあるいは可燃ごみだけが1日25トンぐらいしか出ないのかどうなのか。それ以上発生したときにはどういう扱いになるのか。大型車だけで廿日市市のほうに搬送するという廿日市市との協議と言いますか話が決着されてるんでしょうから、こまいのが大竹市のパッカー車2トン車がちょろちょろするいうわけにもいかないのかもしれませんが、場合によってはそういうこともあり得るのかどうなのか、そのあたりを確認したいと思います。

○田中委員長 田中環境整備課長。

○田中環境整備課長 1点目の請負金額の変更についてです。先ほど説明の中で申しましたが、基本的にも性能ということで条件を付しております。それに見合ったような金額でということになります。途中にもし瑕疵とか本来の性能が十分に機能してないということになると、仕様書の中で受託者のほうで負担してもらってそれを整備するという形になっておりますので、基本的にはそういったことが発生するというのはないというふうには考えております。それについては別途、監理業務というのを委託しまして、そちらのほうで適正に審査するという形になっております。

それと2点目の廿日市市への運搬、25トンという処理容量ということになってるんですが、10トン車でなかなか10トンもというわけにはいきませんので、現時点では10トン車両で1日に5回程度搬送するというふうに考えております。以上です。

○田中委員長 いいですか。他に質疑ございませんか。

日域委員。

○日域委員 すいません。今の性能発注方式、要するに何をつくれ、かにをつくれじゃなくて、にこういうことをしたい、そういうことを機能することを保証せいという契約ですよ。だから考えてみたらRDFの時代にああいうものなかったということですね。RDFの場合はあれもいけた、これもいけたと言っては予算組んでましたよね。

こういう発注の仕方というのは大竹市でいえば初めてですか。世間一般でいえばどうなんかなと思ひまして、わかる範囲で結構ですけども、要はこれは相手が潰れない限り、契約しておけばこの契約期間にこの機能をちゃんとうちが果たしますよという契約ですよ、単なる建設工事とかじゃなくて。その辺教えてください、お願いします。

○田中委員長 田中環境整備課長。

○田中環境整備課長 性能発注方式というのは基本的には要は処理量とか処理時間、それと整備するエリア、そういったものを決めて、それを適切に履行するようにそれぞれ受託業者のほうノウハウとかプラント持っておりますので、そういったものの中で対応してくださいという形になっております。将来的にずっとそれをどうしても消耗品とかあった場合には故障とか出てきますので、それを永劫にということではないです。

すいません、答弁漏れがありました。性能発注につきましては、実は平成22～23年にかけてストックヤード、今のRDF施設の向かって小瀬川側、こちらにペットボトルのこん包用の処理施設をつくっておるんですが、その際も性能発注でということで行っております。それとRDF施設についても同様にそういう形で行っておるし、今回の廿日市との広域処理、これについても性能発注でということ業者発注しております。以上です。

○田中委員長 日域委員。

○日域委員 さっきの賀屋委員への答弁とそこがあるとまでは言いませんけども、さっき何かが大丈夫ですという話でしたけど、要するにどこまで含むのかということ。普通は出来高払いですから、これしてくれ、はい幾らです、これやってくれ、はい幾らですとその都度対価を払って物事やってもらうのが基本ですけども、性能発注ということは、ある程度のパッケージですよね。パッケージからはみ出すものはもちろんはみ出しますから別途でしょうけども、そのあたり。さっきのRDFの工場15年ぐらい使ったんですよね。あれも同じ方式だったんですよね。随分あだこうだと追加発注があったような気がしますけど、修繕とか。だからその辺、性能発注って初めて聞く言葉なんですけども、いまいちよくわからないんですけど。

○田中委員長 川本リサイクルセンター長補佐。

○川本環境整備課リサイクルセンター長補佐 御質問にお答えさせていただきます。性能発注方式につきましては、先ほど課長も答弁いたしました、廃棄物処理施設につきましては主要な発注方式として定着しておる方式でございます。基本的に大規模施設につきましては全て性能発注方式で締結されておられます。その上で性能発注における保証の範囲ということになりますけども、設備の仕様書を初めに発注仕様書という形で先ほど申しましたが、どれくらいのごみを運べるような設備にすると、まず仕様に書かれている内容について完成時に満たしているということが発注仕様方式における完成条件でございます。逆に言いますと、完成時にその性能が満たされていない場合は当初の契約の金額内で全て受注者側が追加工事があったとしても、それは受注者側が負担すると。また工事をする中で当初の発注仕様書にない追加工事であるとか、逆にやはりこういうふうに変更したいともし発注者側が申し上げた場合につきましては、当然それはもともとの発注仕様書の内容から外れますので、それにつきましては当然追加費用として工事が発生するという形になっております。

なお、基本的に設計施工で行っておりますので、設計に関する瑕疵も受注者負担、施工のときに何か間違っただけ何か抜けてる、そういうのも含めて受注者の負担となります。それぞれ責任として3年、10年という負担の期限がありますので、未来永劫に何かふぐあいが

あったから受注者が直すというわけでもございませんので、まずは工期内にきちんと性能を満たしているものをつくるということが性能発注方式における完成条件であるというふうにお伝えしておきます。以上でございます。

○田中委員長 日域委員。

○日域委員 ありがとうございます。よくわかりました。

○田中委員長 他に質疑ございませんか。

藤井委員。

○藤井委員 3点ほどお聞きしたいと思います。仮設ということで建設されるわけですが、そこに1日に5回10トン車で運ばれるということなんですけれども、ごみがだんだん大量に蓄積されるのかどうか、そういうことはないのかということと、先になるんですけども人的運転作業です。作業者の数というのが現在のRDFで働かれている人が余ることもなくちゃんといけるのかどうか、この点が1点と、先ほども事業所内での事故で補償されたというか保険で支払われたという話がありましたけれども、何と言いますか安全教育です。こういう新規に事業始めるときには事故が起こりやすいんじゃないかなという自分の経験から思います。そういった事業所内での安全教育についてどういうふうにご考慮されるのか、若干この議案とそれるかもしれませんが、この3点よろしく願いいたします。

○田中委員長 田中環境整備課長。

○田中環境整備課長 処理量の話です。基本的に今回の施設整備に当たっては通常のごみの搬入量、それを見越してこの量であれば対応できるということで算定しております。それとあくまでも1年間は仮設の中継施設になりますが、本格稼働になった場合は現状のピットを使うわけです。そのピットに関しては当然施設が故障したりあるいは大きな災害があった場合にたむけることができますので、そういった意味も含めてということで現状のピットを使うということで十分対応は可能かなというふうにご考慮しております。

それと本格稼働した際の人員配置についてなんですが、これについてもコンサルのほうに維持管理の場合の人数がどれだけ配置する必要があるかということで検討させていただいて、現状では4人程度で賄えるのかなというふうにご考慮しておりますので、今のRDF施設の維持管理よりも少ない人数で可能なのかなというふうにご思います。

それと3点目の安全教育です。今度の中継施設に関しては、それが稼働した際には当然、最初に試運転の後にどういった取り扱いをするのかについて教育を受けるようになっておりますし、それにあわせて安全教育、これも行っていただくというのが発注仕様書の中に記載しておりますので、これに基づいて受託者のほうで実施していただけるというふうにご考慮しております。

それと今回の事故の件もありましたので、それに関してこれは答えたほうがいいですか、今の職員に対してということ。

本当に続いて事故が起こったということで大変重く受けとめております。そうした中で、今、毎朝の朝礼に中で必ず朝礼の最後に作業員、当番を決めて誰か1人が代表で御安全にという声かけをして、それに残りの職員が唱和するというのと、あわせて事務所内に無

事故・けがゼロのボードというものを新しく購入して設けております。これをそれぞれ唱和した人が朝礼の最後に数字をカウント、プラスしていくということで、とにかくこの数字がリセットされないようにということで強く注意喚起を毎日させていただいております。

それと今回の専決報告につきましては派遣先の私どものほうが最終的な指揮監督の責任者になりますので、事故後速やかに私が責任者で現場の主導者がセンター長となっておりますので、2人が全ての作業員を会議室のほうに集めて特にこういった事故が起こったというのは動線の整理が整理できてなかったのも、動線について競合することがないようにということと、もしそういう場合については必ず誘導員をつけて誘導員のほうで先導すると、そういった取り組みによってもうこれ以上事故を起こさないようにということで徹底を図っております。大変申しわけありませんでした。

○田中委員長 藤井委員。

○藤井委員 大変御丁寧な御説明ありがとうございます。小さな事故が数回起こる間に大きな事故が起こることが言われております。しっかり取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

○田中委員長 他に質疑ございませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 すいません、さっき聞き漏らしておりました。この入札調書を見れば1社の入札ということでございますよね。公募されて一般競争入札にかけられたんでしょうけども、公募して1社しか応札がなかったのか、その指名に至る経緯、そのあたりがもしわかれば、ほかにもこのプラントメーカーというのは全国的にはあるんじゃないかと思えますけども、今の仕様に合った、条件に合ったものが1社しか指名する業者がいなかったのかどうか、そのあたりわかれば説明いただきたいんですが。

○田中委員長 豊原監理課長。

○豊原監理課長 私ども1社しか応募がなかったということで非常に残念に思っていますけれども、もちろんホームページに広告も掲載しております。周知を図っておるのは当然でございますけれども、その他広告に掲載する応募資格があると思われる市内業者には電話連絡をしております。こういうことで広告しておりますので応募はできませんかということで連絡を入れています。

それと建設の関係新聞に掲載いたしまして広く周知を図ったということで、広く全国には一応公募をさせていただいたということでございますけれども、結果的には1社ということになってしまったということでございました。ただこれは土木や建築といったいわゆる一般的な設計書があつてそれに応募するというものではなくて、先ほど田中課長が説明しましたように、いわゆる性能部分についても設計しなければならないかなり特殊な能力を必要とするという部分でございますので、ある意味そういった特殊性もあつてなかなか応募していただくところが1社しかなかったのではないかというふうに思っております。以上です。

○田中委員長 他にございませんか。

細川委員。

○細川委員 お世話になります。2点ほどお尋ねいたします。ストックヤードのことなんですけども、御説明いただいた中継施設等整備工事の概要についての中で（1）がストックヤード、（2）が可燃ごみ中継施設工事ということで、まずことしはストックヤードのほうをつくっておいて、来年度可燃ごみ中継施設ということのような説明だったんですけども、ストックヤードのほうの工事の主な仕様の中で②の貯留容量ですが、この中で1つ心配なのが今既にこの予定地には新聞、雑誌、段ボールとか置いてますよね。そこがどこへ行くのかなというのがわからないのと、あと可燃ごみの貯留容量が37トン。意味の違いがよくわからないんですけど、可燃ごみの中継施設のほうに行くと処理能力という書き方になっていて25トンなんですけども、これは意味が違うというか何でこんなに量が違うのかなというのがよくわからないので教えてください。

それと、先ほどの藤井委員の質問とも関連するんですけども、恐らく現在の新聞とかプラスチックが工事のときには多分別のところに行くということになると思うんですけども、もちろん工事の関係者の安全もなんですけども、ここは私も持ち込んだことあるんですけども一般市民の方が持ち込んで置いていってるのが結構多いと思うんです。その辺の対応について今どのように考えているのかを教えてください。

○田中委員長 田中環境整備課長。

○田中環境整備課長 スtockヤードの整備中の可燃ごみ等の置き場所ということで、廃プラスチックについては現状のペットボトルがある場所ということで考えております。紙資源につきましては、そんなに大きなキャパとらないのでコンテナを借りて、それをどこか場内の適切な場所に配置して、そこに仮の仮の施設を設けるという形を考えております。

それと一般市民の方が持ち込まれた場合ということで、おっしゃるように非常に危険が予想されるということがあります。粗大ごみの日曜日に臨時の受け入れをする際には紙資源のところのストックヤードに持っていくのではなくて、職員が事務所の近くにあるほうで全て受け入れるという形にしております。ですからそういった形を活用することによって工事現場とかそういったところに行かないようにということで整理していきたいというふうに思います。

あくまでもストックヤードの37というのはそれだけ置けますというようなキャパですね、最大のキャパです。25トンというのは1日にそれぐらいの量を処理しますよと。要はピットから揚げて大型パッカー車に積むのが1日にそれぐらいの作業、処理できるような容量にしてくださいということで、例えば搬送ベルトとかそういったものをそれに見合うだけの設備にしてくださいということなんです。仮設のほうの可燃ごみの場所については先ほど申しましたように平成32年度から金属くずとかそういったものとしてということで汎用的に使うような形にしておりますので、それも含めてということで本来の施設より若干大き目の施設規模をとっているということです。

○田中委員長 細川委員。

○細川委員 まず持ち込みへの対応に関しては今でも非常に怖いですが、狭くていろんなものがあるので。結構今は何番のところまで行ってくださいという感じで言われて、自分で何番ってどこかしらとか、どこを通ったらいいのかしらとか思いながら行くんです。だから

初めての方でも安全に行けるようにというか、場合によっては今おっしゃったように余り移動させないという方法も考えながら、まず安全第一をお願いします。

それと2点目の容量と処理能力のことなんですけども、ということは1年目は10トン車で運べるんですか。今の御説明だと可燃ごみ中継施設がちゃんとできたらそこに置いて、ぎゅっと小さくして10トン車にちゃんと載るようにしてというか量は例えばもうちょっと多くても、しっかり運べるようにという御説明だったんですけど、いま一つよくわからないのが、仮設のときにどういうふうにするのかなというのがよくわからない。中継施設までの設備が整わないので1年間だけは例えば運ぶ回数がふえてしまうとか、ああいうふうに理解してよかったかどうかをもう一度お願いします。

○田中委員長 田中環境整備課長。

○田中環境整備課長 1点目の安全第一の関係についてです。おっしゃるようにそういうことがあるということであれば、それに関してはそのときのタイミングではなくて今からどういう状況かを把握を十分にさせていただいて、事故があってからでは間に合いませんので配慮するように手配していきたいというふうに思います。

それから2点目の件についてなんですけど、あくまでも1年だけのという仮設のものになりますので、例えばダストドラムとかそういったものをつける必要ありませんので、要は地面に可燃ごみ、燃やすごみの袋を置いたものをリフトでそれを揚げて、それをさっき言ったシュート、漏斗みたいなものがあって、それを使って10トントラックのほうに入れるという形になる。1年間だけはそういう形の対応をして、今度中継施設がちゃんとできたときにはちゃんと10トンパッカーの後ろにダストドラムから接続してどんどん入り込むような形のものにする。単年度でそこまでのお金をかけるのもったいないのでということで、このことが今度、総務文教委員会のほうの債務負担のほうになるんですけど、運搬の関係でということで今回単年度の運搬契約から長期の契約に変わったという理由の一因になるということです。以上です。

○田中委員長 他に質問ございませんか。

以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて日程第3、議案第44号、平成30年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

追加説明ありますか。

吉岡総務部長。

○吉岡総務部長 本会議場での説明と重複する部分があるかと思いますが、平成29年度土地造成特別会計決算見込みの資料をお配りさせていただいております。こちらの資料につきまして簡単に御説明させていただきますのでよろしくお願いします。

○田中委員長 建石財政係長。

○建石企画財政課長補佐兼財政係長 それではこのたびの補正予算の提案に至るもとなりました平成29年度の土地造成特別会計決算見込についてお手元にお配りしておりますA4横の資料について説明いたします。

平成29年度の土地造成特別会計決算見込ですが、表の下のほう、表の枠の外をごらんください。歳入合計が3億2,560万8,042円、これに対しまして歳出の合計が9億3,706万9,890円、差し引きで6億1,146万1,848円歳入が歳出に不足するという見込みとなっております。歳入歳出のそれぞれの内訳ですが、表をごらんください。歳入ですが財産収入が3,990万6,322円、内訳としましては晴海市有地等貸付収入が2,430万5,190円、晴海代替地売却収入が1,560万1,132円となっています。

続きまして一般会計からの繰入金ですが、従来から続けてきました支援分が9,580万円、大観寺地区土地造成事業支援基金からの繰り入れ、こちらのほうが1億6,423万9,000円、3月に補正いたしました旧晴海第一公園土地売却収入分の繰り入れが2,566万2,720円、合計で2億8,570万1,720円となっております。

財産収入と繰入金を合わせた歳入の合計は3億2,560万8,042円となる見込みです。

歳出のほうですが、晴海、阿多田、小方ヶ丘の造成地の管理経費合わせまして78万920円となっています。それから公債費ですが、元金の償還が2億7,222万1,554円、利子が1,752万2,530円、合わせて2億8,974万4,084円となっています。これに加えまして平成28年度の歳入不足に伴いまして平成29年度の歳出に計上しました繰上充用金が6億4,654万4,886円ありますので、歳出の合計は9億3,706万9,890円となっています。

歳入の合計の見込み額から歳出の合計の見込み額を差し引いた額、こちらが冒頭に申し上げました6億1,146万1,848円となります。この金額が会計年度経過後に不足する金額ということになります。このため平成29年度の土地造成特別会計の出納閉鎖までの間に平成30年度の歳入を繰り上げてこの不足額に充てるという措置が必要になります。

補正予算では歳出に繰上充用金を6億1,146万2,000円計上しまして、歳入に同額の財産売却収入を計上しております。例年ですと6月議会の開会時期との関係で専決処分ということで毎回報告させていただいておりますが、このたびは5月中の開会ということですので補正予算として提案しております。以上で説明は終わります。

○田中委員長 ありがとうございます。

それでは質疑を求めます。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**田中委員長** 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員の皆さんありがとうございました。しばらくお待ちください。

(説明員交代)

○**田中委員長** それでは日程第4、平成30年陳情第1号、市営アパートへのLPガス納入価格の適正化を求める陳情についてを議題といたします。

本件につきましては、3月議会でいろいろと執行部のほうで検討できるところ、あるいは調査できるところということで継続審査となっております。その後、執行部のほうで調査あるいはいろいろと調べられたことについて報告をお願いいたします。

坪浦建設部長。

○**坪浦建設部長** 3月の当委員会におきまして、他の状況等確認するという事で主に2点あったかと思えます。県内他市町の状況の確認と民と民との契約等に介入できないという根拠等につきましてどのようなものかということにつきまして、一定の整理をいたしましたので担当のほうから説明させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○**田中委員長** 讚井課長補佐兼建築住宅係長。

○**讚井都市計画課長補佐兼建築住宅係長** 建築住宅係長の讚井と申します。それでは宿題となっております部分の2点についてお答えしたいと思います。

まず1点目の県内での他市町の状況とかそういうのが把握できないのかということでございまして、県内及び隣の和木町、岩国市について確認いたしました。その結果ですけれども、まずガス料金について各市町、御存じですかということに関しましては基本的にどこの市町も料金等については把握しておりませんということでございました。ただその中で、平成27年の新聞の件、大竹市から発送されたものですけども新聞の件がございまして、その関係で廿日市市さんはそのときに一度調査したという状況がございまして、

それとそれに付随しまして他の市町でガスの事業者というのをどこかでかえたことがございましてかという御質問も挙げてございまして、その中ではばらばらでございまして事業者をかえたという事案はあるようでございまして。ただし、市ではなくいわゆる契約者でございまして住民の方がかえたという状況の結果がございました。これは今、県内及び岩国市も和木町も一緒の状況でございまして。

続きましていわゆるガス事業者と住民との契約でございまして。そういうものの中に入って我々が介入できるのかという部分の御質問だったんですけども、調べましたところだと民の契約と言いますか、AさんBさんの契約に関して第三者が入るといふ法は存在しないのだらうということでございまして。またどちらかの代理人を通してやればいいのかということもございまして、いわゆる弁護士さんであるとか誰か代理人を立てて料金への交渉等というものはいいんだと思われましても、大竹市という公の立場でございまして我々、公平公正の立場である公務員がどちらかの一方の代理人になるということではでき

ないだろうという判断をしております。以上でございます。

○田中委員長 ありがとうございます。ただいま前回の継続審査となったことについていろいろと調査された報告がございました。

それでは質疑に入りたいと思います。質疑はございませんか。今の報告についてでも結構ですし。

賀屋委員。

○賀屋委員 ありがとうございます。先ほど調査で県内と近回りというふうに報告あったんですが、県営住宅とかいうのはどういう状況だったんですか。そこも含めて調査されたのか、あるいは廿日市市は調査したということもありますけども、その調査した結果、廿日市市の対応はどうかということ。それと住民による業者の契約業者の変更は可能ですということも以前からこれは市のほうの方針としてされていましてけども、そのときの住民のどれぐらいの割合がそれに同意することによって契約変更が可能になるのか、100%の同意が要するのか、その辺の割合がどういうふうに。住民の意向によって契約変更がされた事例があるというふうに報告されましたので、そのときの中身としてどれぐらいの住民の方が同意されたのか、また法的にそういう定めがあるのかどうか、そこら辺も含めてまたわかれば教えていただきたいんですけども。

要するに大竹市が仲介するということが市民の契約の中へ入れないということであれば、住民サイドがやりましょうということになったときに、どういう行動を起こしてどういう割合でその同意を得るかということにかかわると思うんです。100%同意がないと業者と契約変更に向けてやる動きがとれないことになるのか、それともどれぐらいの割合ならいいのかということになるかと思うんですが、そのあたりの調査の結果がもしわかればお願いしたいと思います。

○田中委員長 讚井課長補佐兼建築住宅係長。

○讚井都市計画課長補佐兼建築住宅係長 今の委員さんの質問にお答えいたします。まず広島県も含めて先ほどのものは聞いておまして、広島県も料金の把握はしておりませんということでございます。

それと廿日市市さんで調査したというのは2年前に新聞に掲載された関係で調査されたということなんですけど、詳細はわかりませんが、そのときの調査の結果上いわゆる簡易ガスとLPガスとの値段に差があったというのは把握してられるそうです。

それから住民関係での契約なんですけども、他市町もいわゆる市が入って契約している状況ではございませんので明確には把握されてないと思われまます。ただし我々もガスの協会であるとかいうところに御相談は過去からしてるんですけども、基本的にただ交渉だけであれば何人かで集まってできることはできるんだとは思いますが、これはあくまで考え方ですが、契約は個人が皆さんしないとイケませんので基本的には100%の同意がないと契約自体は1人でも例えば反対者がいらっしやったらできるのかということに関しては難しいのではないかと考えております。以上です。

○田中委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 ということは、住民が仮にそういう契約変更を望むということで市のほうに言

ってもだめだから、みずから汗をかいて契約変更のための同意を集めようとしても1人でも反対と言いますか同意がなかったら業者との契約変更はできないということで泣き寝入りを引き続いてしないといけないということですよね。そのあたり本当に打つ手がないのかどうなのか、そのあたりもう少し住民サイドに立った検討というか調査をできないかどうかとあるんですけども、これ以上この陳情内容に対して市のほうで打つ手がないというふうにお考えなのか、そのあたりの考えをもう一回お聞かせ願いたいんですが。

○田中委員長 讃井課長補佐兼建築住宅係長。

○讃井都市計画課長補佐兼建築住宅係長 明確な回答になるかはわからないんですけども、例えば料金が安くなるということであれば、それは皆さんが反対されるかどうか定かではございません。よっぽどの理由がなければ反対者がいるのかというのはわからないんですけども、現状先ほども申しましたように各市町皆料金も把握せずにそういう切りかえについて市も介入していないということでございましたので、大竹市も同じスタンスであろうと思っております。また住民が一致団結という部分がどこまでできるかというのは確かにあるんですけども、料金の交渉であれば全体じゃなくてもいいんじゃないかなど。ただ契約は各戸でやらないといけないことでございますので、そのときにどういう支障が出るのか、また供給のメーターであるとかそういう各器具も全部ガスのものがついてますので、そういうのを切りかえるときにどういうふうな負担がかかるのかということはやはりちゃんと話し合っていないといけないんじゃないかというふうに思っております。よって現状では明確にお答えできないんですけども、最終的に契約は各戸ガスを供給しないといけないので皆さんが契約しないとできないということは間違いございません。以上です。

○田中委員長 他に質疑ございませんか。

日域委員。

○日域委員 正直言いまして難しい問題ではあります。非常に難しいです。きのう私一般質問で家賃のこと言いましたけど、あの場合は大竹市が例外的で、あとはどの市町も大竹市とは違うやり方をやっている。だから大竹市さん、平均的なやり方をやってくださいというある意味言いやすいパターンです。これはどっちかと言うと大竹市が変なんじゃなくて日本中がこういう形になっているわけです。

それでLPガスについて早い話が経済産業省が都市ガスを自由化する過程においてLPガスどうなるんやということで、彼らの競争を、競争条件とか競争を促そうと思って基本料金すら明示しない業者がいっぱいいる中でちゃんと決めて公表しようと、ホームページに掲示すると、ホームページなかったら事務所に張れということを生懸命やってきたわけです。そういう中の市営住宅と言うか公営住宅の中でのそういう環境の中における公営住宅での特殊な事例です。だからそう簡単にいいですよ、わかりましたと2つ返事できる話じゃないと思いますが、そんなこと知らずにどこそこの2号棟に住もうか4号棟に住もうかという、住んでみたらえらい違うじゃないかと。その住んでる人の権利といいますか、基本的な人権みたいな部分ですけども、それ仕方ないよねで済ませるわけにはいきませんよね。そこなんです。

だからこれはよそがちゃんとしているのに何で大竹市せんのやという話ではありません。大竹市に、率先して大竹市の住宅係に返り血を浴びてもやるぐらいの覚悟を持ってやってほしいと私は思ってます。それでまず集団で物事をやる場合にマンションとか市営住宅とかああいう高層の共同住宅は当然配管でつながってます、皆さん。御園台みたいな、御園台だけじゃないかもしれませんが、ああいう戸建て住宅でも配管方式やっているとありますね、当然。普通だったら各家庭にガスボンベが並んでるとというのが平均的な光景でしょうけども、御園台の場合はあれ簡易ガスかな。なってますよね。ああいうところの場合はスペースがありますから簡易ガス嫌だったら自分が別のガス会社に頼んでつけてやと言ったら自分のところ庭があるわけですから、そこにボンベぽんぽんと並べれば安いところ買えるわけです。でも市営住宅の場合それができないだろうというところがあるんですけども、極端なことを言えば今のガス会社に場所を提供しているのは皆さん方ですよ、無償提供してますよね。契約あるのかは知りませんが、あのガス庫についても誰がつくったんだという話もしたことがありますけど、結局、今回の6号棟でもそうですけど公共事業で国の補助金もらってつくるわけですから、ガス管は業者にやらせましたって。あり得ませんよね。

ただLPガスの世界は本当におもしろいとしかいいようがないけども、例えば市長でも副市長でもアパートつくるとするじゃないですか、それではどうしよううちのアパートのエアコンはガス会社につけてもらおうと言ったらガス会社つけるんです。これは広島ガスの本社の人が言ってましたけど、LPの場合は何でもしますからね、ガス会社が。ガス会社がエアコンつけましょと、そのかわりそれはガス料金でもらいますからとガス料金にオンしてやるわけです。そういう状況があるとガス料金自体がばらばらですよ。ある家主は家賃を安く見せるためにエアコンの設置をガス会社にやらせて家賃はその分安くなるけどガス料金は高いと見えるわけです。でもその人はそこまで知りませんからLPガスってこんなもんよと。市営住宅みたいに何のガス会社にオンしてるわけじゃないですよ、ガス会社に何かやらせてるわけじゃなくて、純粋にあの人たちはガスしか売ってないわけです。こっち側はエアコンの経費まで見てる。その人たちが会話するときあなたのとこガス料金幾らと言ったら何千円、うん同じぐらいやねと言おうとします。同じぐらいと言ってもこちらはエアコン代が入ってるわけです。こちらは入ってないわけです。そういうとにかく何でもありみたいな状態になってる非常に珍しいぐらいわやくちゃん業界だと私は思います。それは広島ガスの人が言うんだからそうでしょうね。

それで例えば市営住宅は広くないですから昔だったらベランダにガスボンベ置いてというのが随分昔なら可能でしょうけど、今消防法だ何だでそんなことできません。例えばある人がうちの階段のラインだけは下にガスボンベ置かせてほしいんだけど配管してもいいかと言ったら市営住宅の管理する側がどう答えるのかなと思いますけども、何か突破口を見つけないとなかなか前に進めませんよね。ある意味では2者参入ということですけども、うちの階段の上から下まで何軒かあるじゃないですか。その階はそこだけ下からガスボンベ置いて配管つけさせてくれと言ったら認めるか否かというのを1つ聞いてみたいのと、以前から市は口が出しにくいという、それはそう思います、したことがないですから。入

居してる人たちとガス会社で交渉して、交渉が暗礁に乗り上げて前に進まなくなった、なかなか難しいという状況までいけば都計といいますか住宅係としてもそこに口を挟みやすいというかですけど、何もいないところに行ってあんたガス安うしてやというのは言いにくいとおっしゃったことがあります。それでガス会社に住民のほうから手紙を出したことがあります。乗ってきませんよね、あの人たちは。行ったら下げてくれと言われるに決まっていますから、米朝の会談ではありませんけれども不利と思ったらやめようとなるじゃないですか。

お願いは、交渉の場をつくってもらえませんか、せめて。大竹市民である市営住宅の住人たちが棟が違うだけで何でこんなに違うんやと思っているわけですから、せめて大竹市というフィールドの中で商売やっているわけですから交渉の場を設定してほしいと、そしてたら突破口になります。その2つぐらいです。

さっきかえた事例があると言われましたけど、もう少し詳しくできれば教えていただきたい。何と言ったか忘れちゃったけど、できない理由というよりか、かなり一般的な今の公正取引委員会ではありませんけれども自由競争の中でできた価格が正当な価格ですと、そういう今の社会から見たときにちょっといびつではないですかという部分ですから大きな問題として捉えてほしいと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

○田中委員長 讃井課長補佐兼建築住宅係長。

○讃井都市計画課長補佐兼建築住宅係長 主に4つの点かなと思われました。まずガス業者さんが今ガスを置いている部分におきましては、いわゆる公有財産使用料を我々いただいております。

それと戸別に部屋とかどこかにガス設けると言われた場合にいいかどうかなんですけれども、基準がきちんとしていますので当然基準に合致する形で、本人負担なのかガス屋さん負担なのかというのはあるんですけど、それで改造するというのであればそういう申請を出していただいて協議には乗れるとは思いますが。ただ現実的かどうかというのはちょっとはっきりわからないんですけど、その棟の階段室部分だけとか配管をどこにどうするか、それだけ1本だけ入れるにしてもガス庫はそれだけ設けないといけなくなるので現実的かどうかは置いて、もしそういう話になれば話には乗れるのではないかと。その場合にはまた先ほどのように占用料であるとか改造申請であるとか手続が要ると思います。

それから他市の事例なんですけれども、先ほどちょっと申しましたように、やった事例があるというのを皆さん聞いているだけでございまして、市が入っておりませんので実際にどのようにやったかというのはほとんど把握されていない状況です。全市町に聞いて回っていないんですけど、そういう状況でございます。

それと交渉の場におきましては、本来例えば料金のことで問題があるとかいうことであれば、いわゆる司法の場で話をするとかいう形になるのかもしれませんが、我々が料金交渉するのに市が場所を提供するというのがあるのかどうかというところが即答できない状況でございます。もしあれだったらこの辺は勉強していくしかないのかなというふうに思っております。以上です。

○田中委員長 日域委員。

○日域委員 変更した例があると言った以上もうちょっと言うべきだと私思いますが、何はともあれ現実的ではないにしてももう1カ所ガス庫置いて、違うガス屋さんがそこにガスのポンペを置いて、そこから配管するのも手続を踏めば可能だと言われましたけど、そして既存のガス屋さんはお客がなくなるわけですから、それはいいと言われて今のガス料金の交渉するのに我々の権限ではないとか、私おかしいと思うんですけども、例えば今回6号棟の業者も私がどうするんだと言ったら入札、入札と言いながら入札の形がさっきのあれじゃないけども何を決めてあるのか、単価も決めてないということでしたから、私見てないのでわかりませんが、なかなか難しいですけど、今回の御園の6号棟の業者はそれは大きい会社で、少なくとも今見る限り善良というか優良というか安い価格で提供してくれる業者のように見えます。でもあれも今の考え方から言えば、あのこともずっとかえられないという前提ですよ。バトン渡せば市はタッチしませんから後は住人とガス屋さんでやってくださいということにおいては同じですよ、今の既存のあれと。LPガスの会社も大小さまざまあって、あちらもあちらで大変なんだと思いますが、そこはそれです。ガス屋さんのことを考えるのは大竹市で言えば産業振興課であって、市営住宅の住人のことを考えるのは住宅係で皆さんは本来の役割外のことを物すごく気にしているんです。私は非常におかしいと思います。適正に売れと言っているのは経済産業省ですから。だから今回でもどちらかと言えば皆さん方よりは産業振興課の方のほうがガスについての情報たくさん持ってます。通達でもこれですよとあちらが言うわけです。皆さんが逆にガス屋さんのほうの肩を持って一生懸命できないできないと言っているんですけども、トラブルがあったら口が挟める、口が挟めるということは余りいい言葉ではありませんが、これは前にそちらから聞いた話ですけども、何としても何かどんな公式であろうと非公式であろうと住民が交渉しようと思っても来てくれないですから。要するに交渉力というのは来なかったらそのかわりこうしますよ、来てくれたら話しましょう、お互いに納得できることを考えましょうというなら交渉になりますけども、来たらあっちが損をする、来なくてもこっちがそれに対する対抗策がないと言えば、ずっと何もないわけです。

市営住宅の応能負担の家賃というのはさまざまですけど、ガス代と家賃といい勝負だったりするんです。だからやっぱりその辺は、当然ならしやうないです。でも集合住宅ですからガス屋さんから見たら効率は非常にいいと思うんです。だからさっきのエアコンの話が出てくるわけです。本当は安いんです、集合住宅ですから。戸建て住宅だったらどうしても高いじゃないですか。それが頭にあるから同じくらいだったら納得してくれるわけです。そういうおもしろいことを考えた業界なんでしょうけども、やはり公営住宅においてはそれではまずいと思うんですが、かえたことがあるとこのまちのこと、市営住宅なんですよ、それちょっと教えてほしいのと、交渉ができない、場が設定できないということはないでしょう。家主ですよ。貸してる側ですよ。市営住宅の公営住宅法にのっとってそれを適切に運営するのは皆さん方の責任です。その中の大きな要因じゃないですか。その辺踏まえてもう一回御答弁ください。お願いします。

○田中委員長 坪浦建設部長。

○坪浦建設部長 他都市でガス会社をかえたという事例につきましては、どこまで情報がいただけるかというのはありますけども、再度確認させていただきたいと思います。どこまでこういった形での情報いただけるかというのがありますので、今、手持ちにはございません、詳しくはわかりませんのでわかる範囲で調査してまた御報告させたいと思います。

また交渉の場の設定につきましても、先ほど担当のほうが申しましたように、契約の自由の原則があり、また営業自由の原則もあり、そういった中で我々は市営住宅の管理者でもありながら公務員という全体の奉仕者でもございますので、どこまでどうかかわりができるかというところについては再度、熟慮に熟慮を重ねてまた少し内部で話をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○田中委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 なしと認めます。それでは本件取り扱いについて、委員の皆さんに意見を求めたいんですが、今の建設部長の話もございましたが、どうでしょうか。

賀屋委員。

○賀屋委員 今までの質疑の中でもわかりましたけども、なかなか最終的な判断をする状況にまだ至っていないのではないかというふうに考えます。何点か宿題をまたさらに整理していただいて、それを踏まえてどうあるべきかということの議論をしていくべきであろうと思います。ということで引き続いてこの陳情については継続審議という形でお願いしたいと思います。

○田中委員長 ありがとうございます。他に意見ございますか。取り扱いについての意見で。

○日域委員 部長も熟慮したいとおっしゃいましたから熟慮する時間があるべきですから、私も継続で異議はありません。

○田中委員長 ありがとうございます。それでは今2名の方から継続審査ということでございましたが、それでは継続審査について起立採決を行いたいと思います。本件につきまして閉会中の継続審査とすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 御着席ください。ありがとうございます。それでは起立多数と認めます。よって閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上で全ての日程を終了いたしました。

これで生活環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

12時12分 閉会